

平成 25 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

1 日 時 3月21日(木) 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 勤労青少年ホーム

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員
川口保子委員 花田香織委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小石清人教育総務課長
原田隆行学校教育課長
鈴木隆司生涯学習副課長
請井浩二文化課長
山内祥二文化課参事
加藤貞亨文化課参事
佐宗勝美スポーツ課長

5 書 記

小林義明教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3

第3号議案 新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正について

第4号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について

第5号議案 新城市青年の家管理規則の一部改正について

第6号議案 新城市公民館分館長の任命について

第7号議案 新城市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第4 協 議 ・ 報 告 事 項

(1) 3月定例会市議会について

(2) 「史跡長篠城跡保存整備基本構想」について

(3) その他

日程第4 その他

- (1) 平成25年度教育委員会会議の日程について

委員長

それでは、平成25年3月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますのでご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは日程第2、教育長報告に入ります。それではよろしくをお願いします。

教育長

では、3月の動きをご報告させていただきます。今日は、さくらまつりの山開きだったわけですが、今年は枝先に桜がちらほら咲いておりました。合併以来、初めての開花の状態での山開きであったなと思って見ていましたら、一分、二分咲いている木がありました。入学式までもってくるといいなという思いを、反面持ちました。

3月をみてみますと、1日の高校の卒業式に始まりまして、7日の中学校卒業式、そして18日の幼稚園卒園式、19日の小学校卒業式と続きました。私も、それぞれの卒業式に参加させていただきました。

例えば、1日には作手校舎の卒業式に参加させていただきました。菅沼委員さんも参列されておりましたが、高校は儀礼的な卒業式が多いですけれども、答辞の切々と語る語り口、卒業生の歌う、仰げば尊しと、感動的な卒業式でした。いい学校だなと、何とかこの学校を残せないかと、存続できるといいなという思いを抱きました。

本日、県立高校の一般入試の合格発表がありました。作手校舎の存続条件として、作手中学校から10名以上が作手校舎へ行くこと、という条件になっているわけですが、作手中学校へ問い合わせたところ、8名ということで、存続条件をクリアしておりません。そうした現実を直視する中で、今後、新城市教育委員会として、あるいは新城市としてどう考えていくかということ、早急に方向を固める必要があると思います。

もうひとつ、新城東高校も1学級増ということで、当初より懸念しておりましたが、やはり、1ケタ欠員が生じたということでございました。おそらく、この後二次募集がされるのではないかと思います。そういう意味合いで、新城・北設地区の学校区、教育の在り方、定数の在り方といったものを、中学校との連携のなかでしっかりと見据えていく必要があると思います。

中学校、小学校の卒業式、それぞれ3年間、6年間の総括として全員が卒業証書を校長先生から受け取り、有終の美にふさわしいものであったと、それぞれ参加した方々からうかがっております。

それから、8日に新城小学校屋内運動場竣工式がございました。皆様方も参加して見ていただいたように、総檜のフロアということ、地元産をふんだんに使っているということ、何より避難所としての装備がしっかりしているということ、これまで親しんで使ってきたものにかわって、新しい子ども達の屋内運動場として、そして地域に愛される施設として今後、大いに活用していただけたらと思います。

また15日（金）には、大谷大学の卒業式・閉校式がございました。ちょうど10年間、それぞれ地域の期待を込めて開学し、運営されてきたのですが、残念ながら閉校ということでもありますけれども、10年前と比べますと、校門の前の風景がすっかり変わっていたのにはびっくりしました。住宅等もたくさん建ち、開けてきました。それから、この10年間、先生方も、学生さんたちも、小中学校は無論、本当に地域に打って出て、地域と共に頑張ってきたということを振り返ってみても、何とか次に来るところが、そのようなところを維持してくれる、大学なり専門学校なりが来ていただけたらと思います。

それから、19日にロアノーク俳句交流表彰式がありました。アメリカのロアノーク州と新城市が、10年前から、向こうに横浜ゴムの工場があることから、俳句交流を進めております。毎年交代で、この冊子を作り発行しているのですが、見てみますと、新城市内の小学校から、約850首の応募がありまして、その中の50首が選考されて載っております。この交流は、日本の子どもたちが五・七・五で書いた俳句を、英訳してあり、向こうの子どもたちがつくった英文の俳句を翻訳してあり、大変意義のあることだだと思います。だんだん、応募する子どもも増えてきました。そんな中から一句、黄柳野小学校の5年生児童の作品を紹介します。「サンマ食べ 僕のおなかに 秋が来た」おもしろい、子どもらしい一句だだと思います。ただ、俳句を英訳しますと、わびさびの部分など多少違うけれども、日本文化が英語でもフランス語でも親しまれていくことはいいことですし、もっともっと広がっていくといいなと思います。

それから市議会ですが、11日に代表質問一般質問がございまして、先達て行いました新城市教育方針につきまして、代表質問がございましたので、答弁をしました。このことにつきましては、夏目部長からご報告いたします。

15日に臨時教育委員会議を行いまして、18日に校長人事面談を行いました。前回の教育委員会議の時にも、人事と教育委員会との関わりといったところで出ましたので、教育長報告の下の4番のところに教職員人事の主なプロセスということで、ここへ挙げさせていただきました。ここに委員さんの意見をうかがって、よりよいものにしていければなと思います。基本的な考え方として、そこにありますように、人材は、在るものではなく、成るものである。人材はそこに存在するものではなくて、人材は育てて、そして成長するものである、ということです。人事もそういった考えの

もと、基本的に、この人を活かすためにどういう人事をするか、この組織を強くするために、この組織を活性化するためにどう人事を行うかといったことが基本になります。具体的な年間の動きとして、たくさんあるのですが、主なものとしては、まず最初に、8月、全校長と全教職員の評価シートをもとに面談を行います。約400名の教職員の自己評価シートをもとに全26人の校長と面談をします。11月に、同じく全校長と全教職員の服務実態について校長の、それぞれの教職員に対する思い、実態を聴取しています。そして、全教職員の人事シート、これはそれぞれの教職員の学校に対する思い、子どもに対する思い、人事に対する希望等がたくさん書いてあるのですが、これらをもとにまた全校長から意見聴取をするという形でおこなっています。

年間4回、校長との人事面談を行います。現場の最高責任者である校長の意見をもとにして人事を行うことが大事であるということで、校長意見を尊重し、人物本位・適材適所で公平・公正に進めていく、そして新城市では、県や他市との交渉のうえ、可能な限り、個人の力量や組織の課題を解決し、総合力の向上を図っています。日頃から、ということで指導実績、それから様々なところで情報収集など、年間を通して全教職員の实態把握ということで現実にそこで見て、おさえていくと、そうしたことを中心に人事を行っています。

そして、10年、20年を見据えてやっていくわけですから、若手登用、女性登用、そして先生方一人一人の特性に合わせて、研修機会を確保していく、というようなことも進めています。その他、日常的には児童生徒数から正規職員の需要数、講師数、非常勤講師の採用など多々あるわけです。服務実態に合わせて、不祥事等が起きた場合にはその対応といったものもあります。こういった主な年間の動きの中で行うというのが、人事の動きでございます。こういったものをもとに、また皆様方のご意見を聞いて、よりよい人事ができるように進めていきたいと思っています。

それから28日、これからですが、学校給食モニタリング調査委員会がございまして。福島原発の放射能汚染が全国に広まったということで、愛知県では、最も福島に近い東部に位置していますので、東三河の各市については、全部、モニタリングの調査に当てはまりまして、当市では新城小学校が対象校となったわけですが、新城市では一切検出されなかったということであります。来年度につきましては、県の事業から外れますので、市単独で放射能を測っていくということを継続していきます。

それから、16日に、新城トレイルレースが行われました。県民の森を中心に宇連山まで、山を駆け上ったり、駆け下りたりする競技で、11キロコースと32キロコースがあったわけですが、1500人の参加がありました。県外からも多く参加しましたし、福島や茨城といった被災地からも参加者がありました。

それからもう一度、先ほどの作手校舎の件ですが、作手地区が117平方キロメートルなのですが、この面積が他の市と比べたときにどれぐらいにあたるかというところ、知立が16平方キロメートル、蒲郡が56平方キロメートル、みよしが32平方キロメートル、高浜が15平方キロメートルということで、この4市を足し合わせたものが作手の面積になるわけです。人口でいうと少ないけれども、面積からいったらこれだ

けある、ということを考えた時に、高校生が通学するという時にどうだろうか、それからその数からいって、1学級40人という数が適切だったのかということ、様々な観点から議論し、県に対して交渉していきたいと思いますので、今後、よろしく願います。以上です。

委員長

ありがとうございました。何か質問がありましたら願います。

委員

よろしいでしょうか。先ほど大谷大学の話が出ましたが、この後の大学なり、進め具合はどのようになっていますか。

教育部長

今、東京へ活動の中心をおいております、看護師の養成学校を経営しているところがありまして、そこと今、調整中であります。いわゆる大学とか、短大といったものではなくて、専門学校的位置づけになる学校でございます。早ければ、26年度開校ということで、協議を進めておりますが、まだ確定ではございません。市の内部でも、そういった専門のプロジェクトチームを作って、色々な事務的なことも含めやっております。そのような状況です。

委員

その看護師の、この地域における存在意義、ニーズというのはあるのですか。

教育部長

市は、市民病院を抱えておりますけれども、看護師さんは慢性的に不足している状況であります。やはり、今、看護師でも男性がちょこちょこは出だしましたが、基本的には女性が多いものですから、ずっと勤めるのではなくて、結婚・出産をということになると、穴が開きます。医療業務というのは、結構過酷であります。採用しても、それが故に違うところへ転職をしてしまうことが常態的に起きています。常に市民病院でも看護師募集をかけているという状態でもありますので、需要という面ではある、と思います。ただ、養成学校という立場からすると、豊橋でも看護師養成課程を持っている大学はありますし、田原でもあるということで、学生を集められるかどうか、ということが一番の肝になります。今回撤退をしました、新城大谷大学にしても、小さな定員数ですけれども、学生さえ定員数集められれば、ということだったわけですし、そこがポイントになってくると思います。そのあたりのリサーチ、マーケティングが当たるかどうか、そこがポイントです。

教育長

宝陵高校も定員を増やしたといいますしね。

委員

今回、前の大谷大学の時には一定の出資を行ったわけですがけれども、今回は、この専門学校についての市との関係はどういうふうですか。

教育部長

前は、いわゆる財政支援を行いましたが、今回は財政支援は一切行わないという前提でスタートを切っております。ですので、市との関わり合いというと、大谷大学の時に少し不足していた、行政でのお金の面以外での支援、そういった部分をやっているかといけなかなと考えています。例えば、看護師の養成学校ですので、当然、課程の中に看護実習というものがあります。実習先は医療機関でないとだめなものですから、そこをいかに確保できるか、市民病院もひとつでありますし、他のところでもそういった働きかけができるか、そういった部分、あとは表立ってはできないのですが、学生募集の部分で何か支援ができないか、そういうようなことをやっていくのだろうなと思っております。

委員

はい、わかりました。

委員

すみません、よろしいでしょうか。今のことで、例えば学生にしてみますと、開学するかどうか、早くわかった方がいいわけですね。それについては、非常にまだ流動的ということですか。

教育部長

細かなところまで私のところに届いていないのでいけませんが、先ほど申し上げましたように、一番早いパターンで26年度4月の開学ということになります。専門学校ですので、文部科学省の認可を受けるということは必要ありません。愛知県が許認可の権限を持っていますので、そのあたりが通ればオープンできるはずですよ。

委員長

その他にございますか。

委員

29日に、退職教職員の感謝状贈呈式があるわけですが、話題になった駆け込み退職については、新城市ではなかったですね。どうも、県教委のやり方をみていい気がしません。名古屋市は2月で辞めても、何とか再任用でうまく乗り切ったところもあります。県は再任用をしない、としているのではないのでしょうか。そして非常勤講師をどうにも手当がつかなくなったら、現場で何とかせよ、というやり方です。こういうやり方は、どうもいいと思いません。このことについては、一言言わなければいけないと思うのですが、どうでしょうか。

教育長

現実、小中学校は非常に少なかったですし、新城市はゼロということで、そういうことで対応することはなかったのですけれども、今、委員さんがおっしゃるように、理不尽な方向性だと思いますので、それについては、正式には言っておりませんが、何をやっているのだとしっかり伝えなければと思います。

委員

ぜひ、そうしなければなりませんね。

教育長

多くの教員が、目先の150万よりも、教員としての職を全うしたいと、担任をしている子どもたちを前にして、そういったことはできないというのが、新城の教職員皆さんの声でした。

委員長

その他ございますか。では、先に進めさせていただきます。

日程第3

第3号議案 新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正

委員長

第3号議案 新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正について、教育総務課お願いします。

教育総務課長

それでは説明させていただきます。この規則の一部改正についてでございますが、小学校の統廃合に伴いまして、学校名及び通学区域を改正するために行うものでございます。学校教育法施行令第5条におきまして、教育委員会は就学すべき学校を指定するということでもあります。このことによりまして、児童生徒の住所地により就学すべき学校を決定しているものであります。お配りした資料の裏面をご覧いただきたいと思っております。今回の統合によりまして、左側に新、右側に旧ということで対照表をのせてあります。黄柳川小学校については、通学区域については、今までの山吉田小学校と黄柳野小学校にかかると、作手小学校北校舎については、菅守小学校と開成小学校にかかると、そして作手小学校南校舎については、巴小学校と共和小学校の通学区域にかかるということで指定をしてあります。以上です。

委員長

この議案に関しまして、何かご質問はございますか。この第3号議案に賛成される方は挙手をお願いします。（全員挙手）全員賛成です。

日程第3

第4号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正

委員長

第4号議案 新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について、生涯学習課お願いします。

生涯学習副課長

新城地域文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正でございますが、新城図書館に関わる部分の改正でございます。運用上、図書の貸出し冊数を5冊を8冊としておりますものを、規定上整理させていただき正式に整備したいと思っております。

委員長

この議案に関しまして、何かご質問はございますか。

委員

図書館の本に、落書きをしたり破ったりといたずらをする者がいるみたいですが、新城市はどうですか。

生涯学習副課長

ございます。ページを破ってしまったりだとか。返却するときにチェックをしてから返却をしてもらうのですが、それでも、そういったものが中にはあります。

委員長

この議案に関しまして、何かご質問はございますか。この第4号議案に賛成される方は挙手をお願いします。（全員挙手）全員賛成です。

日程第3

第5号議案 新城市青年の家管理規則の一部改正

委員長

第5号議案 新城市青年の家管理規則の一部改正について、生涯学習課お願いします。

生涯学習副課長

続いてよろしく申し上げます。1月の教育委員会会議でご報告をさせていただいておりますが、新城作手の青年の家を今年度をもって閉鎖するというので、進めております。現在開催中の3月定例市議会において、条例の一部改正を上程しております。先ほどありました厚生文教委員会では承認されております。本日は、青年の家の利用に関しまして詳細を定めております、管理規則の一部改正をお願いしたいということで今回出させていただきます。ご覧いただきますと、新旧対照表がつけてございますが、規則に定められております6種類の様式がございまして、そこから、作手の青年の家の部分を削除し、今回、新しく利用申請書等6種類の様式を整備させていただきたいということでございます。また、附則にございますように、現在使用している様式については、当分の間使用することができるとしてあります。

委員長

この議案に関しまして、何かご質問はございますか。

委員

よろしいでしょうか。この様式というのは、いただきにあがって、そこで書くというものですか。インターネットなどではできないですか。

生涯学習副課長

市の条例・規則がホームページにアップされていますので、そこに様式も載っています。

委員

様式がダウンロードできると聞いて、よかったなと思うのですが、学校関係でも、毎年出すような書類については、こういう風にしていくことで、サービスにつながっていくのではないかなと思います。

生涯学習副課長

市の様式等は、先ほど言われました教育委員会のものに限らず、市の例規上のものは市のホームページに出ておまして、それに定められている様式はダウンロードできるようになっています。

委員

保育園の関係のものを出したりだとか、そういったことはできないのですか。

生涯学習副課長

条例・規則に定められていれば載っていますが、それ以外のものについては載っていないので、要綱で定められている色々な様式は載っていないものもあります。

委員

利用される方はどちらも同じだと思うので、そういうことを進めていければ、特に用紙をとりに行って、また戻って書いてというのは、日中に仕事をやっている人にとっては、仕事を休んだりして提出しないといけないということになりますから、今後必要なサービスになってくるのではないかと思います。

教育部長

貴重なご意見ありがとうございます。やはり、行政はより市民の方の利便性を担保するというのは与えられた使命であり、課題でございます。市民サービスの向上も含めてそういったところを行うよう、言っておきます。

委員長

この議案に関しまして、何かご質問はございますか。この第5号議案に賛成される方は挙手をお願いします。（全員挙手）全員賛成です。

日程第3

第6号議案 新城市公民館分館長の任命について

委員長

第6号議案 新城市公民館分館長の任命について、生涯学習課をお願いします。

生涯学習副課長

よろしく申し上げます。新城市公民館分館長の任命について、でございます。平成25年度の公民館の分館長さん76名に、行政区の公民館運営をお願いするものがあります。名簿が一緒につけてございます。若干、4地区については、その行政区の総会等の都合により、本日名簿が間に合っていない地区がございますが、その他の地区につきましては、この方々でお願いしたいということです。未定のところにつきましては、次回の教育委員会会議でご報告をさせていただくということで、お願いしたいと考えております。以上です。

委員長

では、出ているところだけということをお願いします。この議案に関しまして、何かご質問はございますか。

委員

任期はどうなっていますか。

生涯学習副課長

一年です。再任もできます。

委員

再任は何度でもいいのですか。

生涯学習副課長

はい。

委員長

他にはどうでしょうか。では、この第6号議案に賛成される方は挙手をお願いします。（全員挙手）全員賛成です。よろしくお願いします。

日程第3

第7号議案 新城市スポーツ推進委員の委嘱について

委員長

第7号議案 新城市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ課をお願いします。

スポーツ課長

新城市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。平成24年4月に、24年、25年と2年任期で32名のスポーツ推進委員の委嘱をさせていただきました。昨年の10月に、現職の方が亡くなられたということで、1名欠員の状態、31名でこの3月いっぱいまで活動を続けてまいりましたが、年度が変わるということで、欠員になっております1名を、その方の残任期間をお願いするということでございます。お名前は、白頭聖志さん、生年月日は昭和28年2月8日で、60歳になります。以上でございます。

委員長

他にはどうでしょうか。では、この第7号議案に賛成される方は挙手をお願いします。（全員挙手）全員賛成です。よろしくお願いします。日程第3の議案は全て終了しました。

日程第4 協議・報告事項

委員長

日程第4 協議・報告事項（1）3月定例市議会について教育部長、お願いします。

教育部長

先月の、3月定例市議会の内容について、ご説明を申し上げましたが、明日が、3月定例市議会の最終日になります。全ての議案の審議は終わっておりまして、明日、最終的な採決をする、ということでありまして、今回の3月定例市議会は、2月19日に告示がされまして、2月27日から24日間の会期で行われました。付議された案件としましては、当初に79案件出されました。その後、追加で4件の議案がございました。そのうち、教育委員会に係る議案でございますが、報告第5号ということで、職員の交通事故に関する和解、損害賠償に関するものがございました。それから、第12号議案としまして、公民館の設置条例の一部改正、東新町公民館他、9館、全部で10館の公民館につきまして、各地元との協議が整いましたことから、地元へ払い下げるため、この条例から削除する、というものでございます。それから第13号議案としまして、先ほどご審議いただきましたが、青年の家の設置条例、作手の青年の家を廃止するためのものでございます。それから第14号議案としまして、小中学校体育施設に関する使用料の改正の関係です。各小中学校の体育施設を、市民開放をしております。昨年の4月から、有料化にいたしました。初めての試みですので、使ってみていただいて、ご意見をいただき、直すべきところがあれば直していきましょう、ということでスタートしました。9か月ほど経った段階で、色々なご意見が教育委員会へ届いてまいりました。利用者の代表の方にお集まりいただきまして、状況等をヒアリングいたしまして、こういったことを直した方がいいのではないかという意見をいただきました。そしてその中で、料金の設定をその中で行うことにしました。体育館は学校に応じて、大きさが違います。今、バスケットボールのコートが2面取れるところと、1面取れるところと、大きく区分けできます。1時間200円という設定を当初いたしました。2面取れる大きな体育館で、複数の団体が利用するといったことが行われていますが、そういったときには、料金は、2つの団体で利用するときに、全体が200円ですので、1団体が100円負担すればいいというような運用をしてきましたが、お金が直接絡むということで、色々やりにくい部分がでてきたということでした。そういったご意見をいただきましたものですから、今回の改正は、バスケットボールコート1面あたり100円、というようなかたちで改正をさせていただくものでございます。それが、この使用料の条例改正です。それから、次、第19号議案としまして、24年度の一般会計の補正予算ということでありまして、教育費の関係は、小中学校における施設改修が主なものでございまして、2月27日の本会議の初日に審議がされました。これは、可決をされております。それから、第31号議案、これは25年度の一般会計予算、総額、224億3000万円、前年度と比較しますと、プラス7%でございます。教育費は17億9000万余ということで、前年と比べますと、3.5%減となっております。これは、黄柳川小学校の建設、それから新城小学校の屋内運動場の建設といった大きな建設事業が終了するというところで、総額としては縮小しているというかたちです。その中でも、主な事業としましては、順不同でございますけれども、桜淵公園にあります、市の指定文化財の釜屋建て民家の改修を載せております。また、不登校対策事業として、いじめ専門相談員を設置す

る予算を計上しております。それから、学校のトイレの洋式化事業をスタートさせます。和式トイレを、一部洋式トイレに変えていくというものでございまして、その洋式化率の低い学校からやっていきます。基本的に、最初の期間を小学校、後半を中学校、というようなかたちでやっていこうとしております。それから、地域文化広場の空調の改修工事、来年度は大ホール、小ホールの空調設備を更新します。かなり大きな施設でありますので、来年年明けは、少しの間その工事のために使えない、ということになります。それから、作手小学校、黄柳川小学校、それぞれ新しい体制でスタートしますので、スクールバスの運行事業費を盛り込んでおります。それから、山吉田小学校と、新城小学校の講堂の解体の工事費を見込んでおります。それから、鳳来寺山自然科学博物館の記念事業としまして、自然誌の動物編の発行を予定しております。そういった経費が来年度の教育費の主な内容でございます。

それと、追加の議案として出されましたものの中に、補正予算案件が2件ございますが、国の補正予算を受けまして、市でも追加の補正予算をあげております。教育費につきましては、理科教育のための備品の更新を、これは毎年行っていますが、国の補正の中にこういった事業が含まれておりまして、25年度分の更新につきましては、すでに25年度の当初予算に組み込んでありますので、その次の年、26年度に更新予定の分を前倒しで行うということで、小学校1校、中学校1校分でありますけれども、それを追加の補正予算にあげてあります。以上が教育委員会関係の議案になります。

それから、一般質問でございますが、全部で10名の議員さんから質問が出ました。そのうち教育委員会関係の質問でございますが、この3月議会は、議会当初に市長の予算大綱説明、教育長の教育方針説明がございまして、それを受けたかたちでの、代表質問というものが行われます。代表質問は、前崎みち子議員が、教育委員会の代表質問をしております。まず、予算大綱説明の中で、学校教育の環境整備及び施設整備として取り組む事業と、その評価についてご質問をいただきました。共育の理念を生かした学校の教育環境の整備を進めており、今までは耐震化を強化しておりましたが、今年度をもって完了するという、学校の先生への一人一台パソコン配置の取り組みにより情報化を進めてきたということ、それから小学校の再配置についても、共育の理念と考えを持って今後も進めていく、ということをお答えしております。予算大綱に関する代表質問の答弁は、全て市長が答弁をしております。2点目としまして、社会教育施設の直営化の方策について、という質問で、新城図書館、新城青年の家、西部公民館の3つの施設を、指定管理から直営化していきます。図書館につきましては、図書館係を設置しまして、市民ニーズを的確にとらえる体制を今後つくっていきます。青年の家や、西部公民館につきましては、自主企画事業を展開して、その施設の活性化につなげていけるような事業を展開していきます、と答えております。それから、教育方針説明に関して、共育、連携を推進する中で確かな学びを保障する学校、健康・スポーツを推奨する学校を目指す、としているが、重点的に取り組む施策について、どのように考えているのか、という質問をいただきました。確かな学びに関する部分

については、生きる力のもととなる判断力、思考力、表現力に力点を置いていきます。特に、三多活動については、共育の観点から一層の充実を図っていく、健康・スポーツの観点については、学校生活の中に走力、跳力を培う時間と場所を確保していく、中学校の部活動についても、委員会を立ち上げて検討していきます、という答弁をしております。教育方針に関する答弁は、全て教育長が行っております。それから、生涯学習推進計画事業の評価について、質問が出ております。これは、全部で99の事業を、10年間をかけて進めているものでございます。24年度は、3年を経過したことから、生涯学習専門委員会で、事業について検証がなされ、多くの事業でほぼ予定通りの進捗状況であるということです。さらに3年後を見据え、冊子と概要版をまとめていきます。今回の検証で、特筆すべきことは、生涯活動、文化、スポーツ活動においても学校や子どもを要とした共育の重要性が確認されたところであり、子育て活動、地域活動、健康スポーツ活動、文化・芸術活動、4つの重点活動を柱としている、という答弁をしております。これは、前崎議員からの代表質問でございます。

個人質問で、丸山議員から、小学校の再配置について、質問がありました。該当する学区について、どのような提示、協議がなされているか、ということでした。これにつきましては、鳳来と作手地区における今までの経緯をご説明し、特に鳳来北西部地区については、地元組織が立ち上がっています、という答弁をしております。この質問の答弁に対しまして、丸山議員からは、小規模校の予算というものを、しっかりと統合後の学校に引き継いでいってほしいということでもございました。一般質問については、そのお二方でございます。

それから、今週の月曜日と火曜日の二日間、半日ずつですが、予算決算委員会が行われました。当初予算の審議でございます。この予算委員会のなかでの質疑で、まず前崎議員からハートフルスタッフの各学校からの要望とその人員について、質疑がありました。各学校からの要望数を満たしている状況ではありませんが、限られた状況のなかで可能な限り有効な活用をしていく、と答弁をしております。それから、2点目、不登校いじめ専門相談員の目的について、質疑をいただきました。不登校児童生徒の増加に伴いまして、あすなる教室の指導員が巡回指導に出にくくなっていることから、あすなる教室に来られない児童生徒の巡回を専門に行う、またいじめに対しても対応できるように、専門相談員を設置して、その相談効果を上げていくものである、という答弁をしております。それから3点目でございますが、私立高校の授業料補助の在り方を見直す時期ではないか、という質問がございました。高校教育というものが、準義務教育化していること、経済的困窮家庭が増加してきていることを考えると、現段階では継続をしていくべきと考えていますけれども、今後は国の方針等を踏まえて検討をしていきます、と答弁をしております。4点目といたしまして、放射性物質検査の委託内容について質問がありました。24年度は県の方で指定を受けた新城小学校で行ってまいりました。25年度は市単独の事業として、新城・鳳来・作手の3地区に、各1校ずつ、計3校で予定しております。夏休みを除いて、毎月1回、業者委託により、ゲルマニウム半導体検出で検査をしていく、というふうに答えておりま

す。それから下江議員から、学校トイレの洋式化事業について、質問がございました。これは先ほどご説明申し上げましたように、設置率の低い学校から行っていきます、と答えております。それから、丸山議員からは釜屋建て民家の修理について、であります。現状の説明をいたしまして、修繕工事の工程計画の説明をいたしました。改修後につきましては、文化財としての活用はもとより、公園内施設として、また学校の社会科の教材としての活用をしていく、というふうに答弁をしております。加藤議員からは、文化会館使用料が前年並みの計上であるけれども、民間の指定管理者による予算増は見込んでいないのか、という質問をいただきました。これも先ほど説明いたしましたように、大小ホールの空調設備の改修工事で少しの間休館となるために、本来であれば減額となるところを、新しい指定管理者の新たな試みによる自主事業による増額を見込んでいる、という答弁をしております。それからもう1点、指定管理による効果と成果を、どのようなかたちで求めるのか、ということの質問をいただきました。自主事業による利用量増加ということ、それから事業報告を求めることはもちろん、モニタリングの実施や自己評価書の提出、運営協議会を設置しまして、年間を通じたチェックをしていきます、という答弁をしております。最後に、中西議員から総合体育館建設事業について、質疑がございました。これにつきましては、市民体育館機能をどのようにしていくのか、ということテーマにして、体育館の設置を含めて、今後の在り方を検討していく、当面は庁内検討をしていきます、という答弁をしております。以上が、今議会での議論の概要でございます。

委員長

はい、それでは何かご質問ございましたら、お願いします。

ひとついいですか。先ほどの理科の備品ですが、具体的には何がそれにあたるのでしょうか。

教育部長

各学校ごとに整備率が違うものですから、今後対象となった学校と、協議をしていきます。

委員長

どのぐらいの金額なのですか。

教育総務課長

今、予算上では、小学校が1校あたり70万円、中学校が1校あたり100万円ということで予算要求しております。まだ、補助が実際にいくらつくかということはわかっていません。基本的には、補助対象が1校あたり50万円以上ということで、それを超えたぐらいは県の方から補助対象ということで、認定、内示がくるのかなと思っております。

委員長

われわれが学校訪問へ行くと、理科の備品って結構古いんですね。理科は科学なので、日々新しくなっていますよね。新しい方が、先生も意気込んでやれるでしょ

うし、生徒もおもしろがるので、そういうところにお金がたくさんつくといいな、と
いつも思います。これは継続的にあるのですか。

教育総務課長

はい、6年で1回まわってくるようなかたちで、予算取りはしています。

委員長

わかりました。

委員

でんじろう先生みたいな実験だとか、実験の器具というか、実験の方法とか、そう
いうもの自体がどんどん変わってきているなかで、昔ながらの実験ばかりではないだ
ろうと思います。先生方も色々なところで勉強をしていらして、そういうのを現場で
活かせるような器具があれば、おっしゃる通り、モチベーションも上がってくるのか
なと思います。

教育部長

教員ではないので詳しくは言えませんが、学習指導要領にのっとった器具、こうい
うもので教えなさい、というものがあるものですから、基本はそういうものにあてま
す。今、理科離れとか色々と言われるものですから、委員さんが言われたように、そ
ういった面で子どもの関心を持たせるのは、いいのではないのでしょうか。

学校教育課長

おもしろ実験観察教室といったところもありますが、そういったところで理科のお
もしろさを伝える機会がありますけれども、各学校での先生たちの工夫で色々やって
くれていると思います。

委員長

他に何かございますか。

委員

スクールバスが導入されるということですが、これの利用は黄柳川小学校と作手小
学校に限られるということでしょうか。タイミングによっては、他の学校が利用した
いとか、そういったときに変更させることはできるのでしょうか。

教育部長

スクールバスというのは、国の補助をもらってやっています。基本的には、なぜス
クールバスを補助金を受けて運営するのか、それは子どもたちの登下校の足を確保す
るためでありますので、それ以外に使うのは目的外の使用ということになり、ルール
違反になります。ですが、学校が学校の行事運営のために使う、というのはそれは認
められています。そして、例えばよくあるお話が、その地域を走るものですから、お
年寄りを乗せていいかどうかだとか、そういう話が出てくるのですが、基本的にはだ
めなのです。何か事があった時に困ってしまいますし、他の学校で使用するというこ
とはなかなか難しい状況であります。

委員

例えば合唱交歓会であったりとか、そういう時に、今までのそれぞれにバスを調達してやっていると思うので、今の状況でもやっていけるとは思うのですが、そういう場合にもやはり難しいですか。

教育部長

今、合唱交歓会というお話が出ましたが、多くの学校が必要だということになってきますから、黄柳川小学校についても、作手の学校についても基本的には自分の学校の子どもを送迎するというところで使うのかなと思います。やはり市域が広いものですから、なかなか歩きだとか自転車だとかで来れる学校というのはわずかです。そうすると、なにがしかの足を確保しなくてはならない、という話になります。そういうことについては、バスの借り上げ料だとか、市の方である程度予算は持っています。それから、芸術文化活動だけではなくて、選手を派遣する体育大会などもありますので、そういう時のための予算は、別枠で確保してございます。

委員長

よろしいでしょうか。

委員

別件でよろしいでしょうか。文化会館で気になるのが、舞台上上がる階段です。踏み台が狭くて、急だと、そして成人式の時は着物を着なれないお嬢さんたちが上がらなければいけません。一般の方も利用されることがどれぐらいあるかわからないのですが、高齢の方が舞台へ上がらないといけない時には、危ないなと思います。そして、公共の施設の安全基準からすると、大きく逸脱するものだと思います。エクステンションなものなので、あれはあれとして特に問題にはならずにいると思うのですが、怪我があったりとか、そういう風なことを考えると、どこかの時点で、もう少し緩やかで幅のあるものに換えていただけたらうれしかなということを思います。

教育部長

あそこは大ホールにしても、小ホールにしても一番最前列の席と舞台が結構近いものですから、今の形に階段がなっているわけですが、やはりそういった心配は、われわれも思っておりまして、特にご高齢の方とか、足の不自由な方については、上り下りが少し危ないぞ、ということがありますが、それでも壇上に上がっていただかないといけない場合については、事前に舞台裏の方へ行っていただいて、舞台袖の方から行っていただくというようなことを、その時々に応じてやっております。できるかどうか、検討してみます。

委員

横から上がってくるようなことができれば、何とか幅が狭くても上がってこれるのかなと思います。ただ、一列目は舞台に寄り過ぎですよ。それを今更言ってもあれなんです。

委員長

他にございますか。

委員

先ほどのスクールバスの件に絡んでのことなのですが、前々から疑問に思っていたのですが、小学校が統合をし、合併をしますと、教職員の数が減りますよね。そうしますと、県が出しているお給料は減りますよね。そうしますと、市はスクールバスを買って、運転手を市が雇い、お給料を市が払うということになりますよね。県は節約できるけれども、市はかえって経費がかかるということになる、ということですね。その場合に、何か県の方からの補助金というのはあるのでしょうか。前々からそれはすごく疑問に思っていたことなのですが。

教育部長

これは残念ながら、何もございません。なかなか難しいですけれども、国や県からの財政支援というものは、補助金だけではなくて、一番大きなものは、地方交付税というものがああります。その中に、公立の小中学校というのは市町村が設置者となって設立をしていく、そうするとその中に何かしらの経費がかかっていきます。それは基本的には自治体での税金で賄いなさい、というものが基本です。その税収がやはり思うようにあがらない自治体もあります。それで税収が足りないから通常の学校の運営ができない、では困るものですから、足りないものを補てんするものとして、地方交付税の制度があります。これは、全国一定の計算式を用いまして、新城市には学校が何校あって、子供が何人いて、クラス数がいくつあって、というような視点から、いくら必要ですよ、という試算をいたします。その試算に積み上がった額に、足りないだけの税金が新城市にあるかどうかということ別途計算します。6割しか賄えないとなれば、その4割近くを地方交付税として国からもらい、賄っているということになります。こういうような仕組みがあります。今のスクールバス云々というのは、そんなに算定内に入っていないと思います。これは、地方交付税の算定のひとつの結果であると思っていますが、基本的には人口で計算をするものがほとんどです。面積、広さで積算する項目が非常に少ないものから、そうしますと、今言われたようなスクールバスの関係にしましても、公共交通機関が通っておらず、どうしてもスクールバスを使うことがやむを得ない、使わざるを得ない子供たちが算定の中に入っているかと言うと、非常に疑問があります。ただこれは制度ですので、すぐ変わるというものではないですが、そういったことというのは、毎年、地方交付税制度の要望を自治体から出すという機会もあります。現状としては自前で何とかしていく、ということでもあります。

委員長

その他にございますか。

委員

文化会館の指定管理のことなのですが、新城は今までいくつか指定管理をしているところがありますが、今の中で、協議会を設けてやっているところはどこがありますか。

教育部長

今は、ゆーゆーありいなと山びこの丘、そこが運営協議会を設けてやっています。それ以外はありません。

委員

メンバーはどういう方たちがやっていますか。

教育部長

ゆーゆーありいなですか。

委員

そこも含め、文化会館についても、協議会のメンバーはどういう方たちがやっているのか、併せてお願いします。

文化課長

これから設定していく予定ですけれども、山びこの丘の場合ですと、関係部課長、農協さん、商工会の方、そういう方をお願いしているようです。文化会館もそれを参考に、民間で初めてやっていただく指定管理者ですので、そのあたりがチェックできるような体制でやっていこうと思っています。

委員長

その他はよろしいですか。では次に移ります。

日程第4 協議・報告事項

委員長

日程第4 協議・報告事項（2）「史跡長篠城跡保存整備基本構想」について、文化課お願いします。

文化課長

はい。参考としまして、合併前の平成17年3月に鳳来町が作成しました「史跡長篠城跡保存整備基本構想（改訂版）」という冊子をお配りしてあります。このことにつきまして、概要をご説明させていただきます。

今までの経緯からですが、旧鳳来町時代の平成2年に、長篠城跡の今後のあり方について、長篠城跡保全整備事業が立ち上がりまして、そこでは、長篠城跡保存整備委員会を設置しまして、有識者や地元の方々に委嘱をしまして、愛知県の助言を得ながら組織されていきました。この結果、お城の土塁や堀の工事を行っていくという方向性が出されています。なお、お城の天守閣のようなところにつきましては、当時の図面や絵図などが無いものですから、資料に基づかない復元は補助事業として認めない、という県教委の意見から、建物の復元は難しいということになっております。このことから、引き続き土塁や堀の復元事業を進めるために、平成11年度から18年まで、国の指定地内での調査を行いまして、ある程度まで土塁や堀の位置を把握することができております。

次に、長篠城跡保存整備委員会についてご説明いたします。合併直後の平成18年2月6日を最後に、以後会議が開かれておらず、事業もストップしております。最後の議事録の内容ですけれども、今後新市の総合計画でも位置づけ、総合的に長篠保存

館や歴史資料館の問題をクリアしたのちに、この事業を実施していくことが無難、ということになっております。また、この委員会の委員につきましては、要綱で特に任期を設けておりませんので、先月、委員の方から、委員会はどうなっているのかとお問い合わせをいただき、もし今後何もないようであれば、委員の解任を考えてほしいとのお問い合わせがありました。以上のことから、現状での事務局の考え方としましては、まず長篠保存館は長篠設楽原の戦いと共に、現在は2万人以上の観光客や歴史愛好家の来館など、重要な役割を果たしております。市にとっても大事なものであること、また、長篠保存館については以前の発掘調査において、現在、あの場所はお堀の上に建っていることがわかっていますので、現状の場所では堀の復元にも支障があるため、長篠保存館については、本来は移設をしていくべきだと考えております。しかしこれも、財政的な問題も含んでいるため、すぐには困難な状況であります。なお、この指定地の外への移転についても、鳳来町時代に候補地を選定しておりまして、平成17年に測量もされているという状況でございます。以上が今までの経緯でございますけれども、財政的な問題が多く、そのことから計画・立案が出来ていないということで、今後、教育委員会で改めて方向性を出していただくこととなりますので、本日、皆様にまずご報告をさせていただくこととしました。

それから関連して、一点、今回ご協議いただきたいことが、先ほど整備委員会ところで申し上げましたが、史跡長篠城跡保存整備委員会要綱では、委員の任期については特に定められておらず、事業の完了までとされておりますが、すでに平成18年の最後の委員会から7年間開催されておりませんし、委員会がないのであれば解任を考えてほしいというご意見もありますので、今後まず要綱の改正とともに、今、各委員に教育委員会の方向性が出るまで保存整備委員会を一時休止、あるいは委員を解任させていただく連絡をしなければならないと考えています。それについて何かご意見がありましたら、お願いしたいと思っております。

委員長

どうして今になって、出てきたのですか。これは、鳳来町の時からのことですか。基本構想があって、基本計画があって、終わってしまったということですか。

文化課長

そうです。先ほど言いましたように、課題がクリアされたらその時に再開しましょう、ということでした。

教育長

もう少し補足しますと、合併後議会でも色々と要望がありまして、継続事業等で発掘などをやっています。

文化課参事

前館長の馬場先生から、すみわけが大事だという意見をいただきました。合併以降も、ここ3、4年前まで国の補助を受けながら、飯田線のちょうど南の方なのですが、発掘調査をしておりました。いずれにしましても、財政難でストップしている状態で

す。地権者の方からは、買い取りを希望しています。ただし、なかなか厳しいということで、前へ進んでいない状態にあります。

委員長

合併後に行っている発掘などの事業に関しては、新しい市がやっている事業で、予算がついてやっていることなので問題ないと思いますが、この鳳来町の時の委員会のメンバーを解任するのは、なぜ我々なのかな、と思います。単純に疑問に思います。鳳来町と鳳来町教育委員会の間での話なので、わざわざ私たちが解任します、というものではないのではないかと思います。事業自体は議論すべきことだとは思いますが、それ以外は我々が出るものではないかなと私は思いますが、みなさんはどうでしょうか。

教育部長

委員長、よろしいでしょうか。確かに今の委員長の見方はあるのですが、ただこれは要綱を見ていただきますと、平成2年につくられ、それから2回改正がなされています。教育委員会告示第何号というかたちで成っておるものですから、当時の鳳来町教育委員会の要綱として正式な、公的なものとして成立したものです。基本的には市町村合併時に廃止、という決定がなされなければ継承されてしまいますので、あとをどうするのかということについては新市の我々に、ということになります。

教育長

これは土地購入の問題がありまして、購入できたあかつきには保存館を国の指定地外に建てるということがありまして、質問等も杉野議員からよく出されてきました。それ以外にも長篠の戦いだとか、新城は設楽原の決戦だとか、それを教育委員会としては長篠・設楽原の戦いとしていることとか、行政区が別の時は俺が俺がというのが多かったですが、今は、やはり一貫した流れのなかの戦いであると教育委員会は認識しています。

そうした長篠・設楽原の戦いの中にも表れていますように、以前はそれぞれでしたが、統合してから一連の流れとして、歴史的事実として捉える方向になっているということです。鉄砲隊も、以前は設楽原鉄砲隊だったのが、今は長篠設楽原鉄砲隊と、統合してからの行政区の一連の動きともなっていますので、そうした色々な動きの中でどうするか、という問題があります。

特に合併当初は、その土地購入のことがクローズアップされていました。市の財政をとにかく縮減するといったなかで、それはすぐにどうこうといったことはできないよ、ということで、とりあえずは課題解決のための発掘調査を継続してやっというかたちで進めてきた、そういう過程なのです。今後も、別々ではない、一連の歴史的事実として捉えていこうというかたちで進めていきたいものです。

そのなかで、行政区が違ったことにおけるそれぞれの捉え方といったものも、少しずつ雪解けしていくのではないかな、と期待している、ということなのです。市長にしても、この鳳来町時代のこの事実をちゃんと知ってみえて、新城市長になられたと

ということですので、市長としても懸案としてもっておられるというふうに推測しているわけです。

教育部長

今の教育長の説明のとおりでございますが、やはり合併当初というのは3つのそれぞれ独自に歩んできた自治体が1つになったということで、なるべく早く1つにならなければならない、という意識が非常に強く働いておりました。そういったなかで、保存館と設楽原の資料館、同じ長篠・設楽原の戦いに関する施設でありますので、最初のうちは2つも必要なのか、1つでいいのではないかというような議論も当時がありました。そういった議論のなかで、保存館を別の場所へ建てましょう、という議論は非常に消極的であったわけです。ただ現在は、先ほど教育長が言いましたように、長篠のろう城戦というものと、鉄砲を使った設楽原の戦いというのは、それを一体として捉えていくべきではないかというような考え方が主流になってきております。そういったことを考えると、そういった保存館的なものは2つあってもいいのではないか、というような考え方もできますので、教育委員会としての考え方というものをまず固めないで、実現に向けた一歩が踏み出せない、実現に向けた一歩ということかと言いますと、やはりこの計画を成就させるためには非常に大きな投資が必要となってきます。そのためにはしっかりとした計画を据えて、総合計画のなかしっかりと位置づけをしてからでないで先に進めないということでもありますので、まずは教育委員会の考え方をしっかり定めて、その考えを実現するためにはどうしたらいいかということ、次のステップとして考えていく、というようなことをやっていかないと、いつまでたっても前へ進めない、このままだという状況です。非常にこれも大きなテーマですので、また教育委員会議の中でも議論していただいて、新城市教育委員会としての進むべき方向を出していただけたらと思います。

教育長

合併してから、両館の館長さん、両方の相乗効果で入館者数も増えてきているし、市外においても保存館があり、資料館があるという捉え方がかなり一般化してきていると捉えていいですね。

文化課参事

そうですね。

教育長

共通券の占める割合は6割ぐらいですか。やはり、両方あってしかるべきという考え方が浸透してきたと捉えています。

委員長

そうすると、この委員会の位置づけをどうするかということですね。基本構想を作った段階で終わりにするのか。

委員

要するにお金がないから今ストップしていると、それをどうするかということを行っているのか、しかし、お金がないことを教育委員会でやりなさいと言われても無理なことですが、何を論議するということですか。

教育部長

例えばこの委員会1つをとってみても、こちらの冊子の57ページにもありますように、委員さんの名簿がついております。いわゆるあて職のような感じで委員さんが選ばれておりますが、すでにこういった職にない方がほとんどです。それとこの委員さんと言うのは、旧鳳来町で選任され、そういった冊子が作られ、といったメンバーですので、これを改めて今の、新市の新城市でこういった委員会が必要なのか、ということ、必要であればこういったメンバーでやるべきかとか、そういう仕切り直しをしないと、実現に向けた計画を認知してもらえるところまでいかないと思います。

委員長

結局合併の時には、作手村と鳳来町であった事業は新市に引き継ぐ、というかたちでやっているわけですね。ただし、何年かは実際には呼ばなかったということなんですよね。なので、どうしようという話ですね。

教育長

作手でも図書館構想とか、村民ホール構想とかいろいろあって引き継いできましたが、それについては決着をそれぞれのところでやっているのですか。

教育部長

合併の時の調整協議は、全てしっかりとされきってはいないです。これも1つでありますし、作手地区の村民ホールというのは、作手の100周年記念の時に立ち上げたのですが、それがスムーズに継承されたかということ、そうではありません。しかし、たまたま今回、小学校の統廃合や庁舎の建て替えなどがあったものですから、目の目を見てきた、という経緯があります。これをそういった別用件で違った目的があればいいのですが、そのままですとずるずるになってしまいます。それではまずいのではないか、やめるならやめてしまおう、やるならやろう、ということで、どこかで決断をしていかないといけないという状況があり、たまたま委員さんのお一人からそういったご意見が出てきたということもあります。

委員

それはわかるのですが、そういったかなりの財政がかかる話を教育委員会がやるのですか。

教育部長

予算執行について教育委員会が権限をもっていないものですから、ここまでのところしか教育委員会できません。

委員

こういう理由で保存した方がいいとか、こういう理由でこの事業は中止した方がいいとか、そういう教育委員会としての見解を出すということですね。

委員長

委員会の目的は、史跡長篠城跡の保存及び活用に関する保存整備を行うため、ということですが、基本構想を作るだけが目的ということではないですか。始めに保存整備事業を行うためと書いてありますが、ここからどうしたらいいのでしょうか。

教育長

合併が見えているときに、こういうことをつくったわけですよ。

委員長

そもそも予算執行について教育委員会が権限をもっていないならば、ドライに言うと、ここでどうするのかを言うだけ、ということですね。

教育長

ただ、今ここでできることは、この告示に対して教育委員会が全て引き継いでいるとするならば、その事業どうこうについては専門家の意見も聞かないと、ここで決断できないけれども、この告示の委員の任期についてはどう考えるのか、ということはこの教育委員会議でできるのではないかと、思います。担当課としてもほしいのは、この部分をどうするのか、ということですよ。

文化課長

はい、そうです。

委員長

そこしかできないですよ。今日は何を決めればいいですか。

文化課長

これから要綱改正を出しますが、内容的にどうするかも含め、委員の方にお伝えをしなければならぬものですから、そのあたりについてです。担当課が判断するよりも、この会においてあげさせていただいたのですが、どうお答えすればいいのでしょうか、ということです。

委員

課長さんとしては何かお考えがあるのでしょうか。

文化課長

7年間委員会が開かれておりませんが、教育委員会として方向性が決まっていますので、また決まり次第ご連絡を申し上げます、というかたちでお答えをしようかと思っていました。

委員

では、その質問をしてきた委員さんからすれば、解任されたのかされないのか、わからないですね。

文化課長

はっきりしないということです。

委員長

私は今、教育長が言われたことしかできないような気がします。その事業に関してはまだいろんな判断をする機会があると思いますけれども、今やれることとしたらそこしかないのかな、と思います。

教育部長

今、課長が言ったのは、一番柔らかな処方のひとつでして、もう一段回上がると、この要綱そのもの、計画書はすでにできているわけですから、1つの区切りはできているわけです。ですので、この委員会そのものはこれで畳んでしまって、今度は新市のこの事業に対する方針ができた暁に、もう一度新しい組織が必要であれば立ち上げる、ということも手段としてはあるのかな、と思います。それ以上は今の段階では難しいです。

委員

やはり質問者に対して、最初の課長さんの答えだと、答えになっていないのではないかと思います。要するに、任期をはっきりしてくれと言ったら、当面そのままにしておきます、ということですよ。停滞しておって、これを継続するのかどうか、ということで、この委員会そのものを教育委員会として持続して、さらにこれを継続させるようにするのか、いったんここで打ち切って、委員会は解散して、新たにやるときは新たな、と言う風にできれば私はいいと思います。委員になった人も、どうなっているのか、どうすればいいのかというようなことで、そんなに簡単にできることではないかもしれませんが、はじめはつけた方がいいのではないかと思います。今までこういう風にやっていただいて、ここまできたけれども、市としてはこのまま事業をすぐ継続云々ということはできない、検討中であると、よって現段階では現委員会については解散をして、新たに事業を再開するときにはお願いすることもあり得ますよ、ということ言ってもらわないと、例えば私が委員であったら、どうすればいいのかなということがいつまでも続いてしまうと思います。

委員

よろしいですか。これで委員会をおさめますよということになって、その予算が付きそうになった時に新たにという話になると、ではその間はどこが繋いでくれるのか、ということがおそらく当時の委員さんの気持ちだと思います。新しく予算がつきそうだという、そのチャンスを一体誰が捕まえてくれるのだということ、アクションをしていくことがなくなってしまうたら、おそらく順番的には後に回ってしまうのではないかといったことを心配されるのではないかと思います。この基本構想はなしで、次は白紙でやり始めるのか、それをその後も手直しをしつつ、どこかで実現させるというようなイメージで話をするのか、というようなことは、お示しができるといいのかなと思います。長篠城というところをこれからどういう風なところにしていくのかという、根本的なところはどこかで考え続けていかなければいけないので、そのどこかというところが何なのかという部分が、私は知りたいなと思います。

教育部長

例えば今の整備委員会というものを解散してしまうと、どこが取り組みを引き継ぐか、というと教育委員会しかありません。この組織そのものは、民間の委員さんと行政組織が一緒になってこの委員会をやってきているということですので、民間の委員さんが全くいなくなってしまうと、行政だけでやっていくということに対して、特に

関わってきた外部の方がどう思われるのか、受け止められるのか、ということが1つのポイントだと思われま。ではこの委員会組織を残して、これらの委員さんに何をやっていただくのかというと、新市になってからの方針がしっかり定まってないということで、そうすると委員さん方にやっていただくことは実質ない、というかたちになるとどうなのか、そのあたりについて、こちらの事務局で非常に悩んでいるところ。です。そういったところで、本日協議をしていただいたという経緯でございます。おそらくですけども、今後どういったかたちにしろ、何か整備をしていくということになれば、旧鳳来町で行ったものを全くさらの状態にして、といったことはあり得ないことだと思。これは本当によく練られたものでございますので、これがベースとなって今後、どういう風に整備をしていくのかという方向になっていかないと、と思。います。

文化課長

今日すぐに決められることではないと思。いますので、次回の新年度の教育委員会議の時に再度出ささせていただきたいと思。います。

委員

賛成です。

教育長

鳳来地区の熱い思いと決意というものもありますし、込められていると思。いますので、その辺を踏まえつつ、と思。います。ただし、問うてきた方には報告だけは、連絡だけはしておいてください。

委員長

では、次回までによろしくお。願。いします。

日程第4 協議・報告事項

委員長

日程第4 協議・報告事項（3）その他について、何かございましたらお。願。いします。よろしいでしょうか。では次に移ります。

日程第5 その他

委員長

日程第5 その他（1）平成25年度教育委員会会議の日程について、教育総務課お。願。いします。

教育総務課長

平成25年度教育委員会会議の日程ですが、基本的に第4週の木曜日ということで、現在場所等を確保しております。時間は午後2時半から、会場ですが、当初は教育委員会事務局が鳳来支所に移動ということがあったわけですが、状況が少し変わりました、この体育館の建物が今年の9月までは使えるということになりました。ですので、事務局も当分の間は今のままということになりますので、9月までは今まで通り第一

第二会議室で行うということで予定をさせていただいております。10月以降は総合支所で、ということになります。まだ確定ではありませんので、とりあえずこのようなかたちで予定をしているということで確認していただければと思います。日程については以上です。その他に2点ほどお願いをしたいことがあります。

まずお手元の方に資料を置かせていただきました。前回の会議の時に一年間の教育委員会の事務の外部評価をするということで、前回はそのかなで評価委員の評価の部分が載っていなかったですけれども、今回そういったところを学識経験者の意見ということで載せさせていただいております。またご覧いただければと思います。それから、毎年出しております、新城市の教育ですが、これは冊子ということで様々な資料が載っておりますので、これもまた見ておいていただければと思います。

それからもう1点でございますけれども、これで年度末を迎えまして、4月1日の辞令交付の関係の話をさせていただきます。特に資料は載せてございませんが、4月1日が月曜日になります。この日に教育委員会の辞令交付ということで、例年通り8時20分からこの場所、第一第二会議室におきまして教育委員会に関わる、市職員に関する辞令交付ということで行いますので、ご予約をお願いします。この時ですけれども、開式の言葉、閉式の言葉につきましては職務代理さんをお願いします。それから交付式にあたってのご挨拶、交付については委員長さんをお願いしたいと思いますので、ご予約をよろしくをお願いします。この1日ですが、10時半から教職員の人事発令通知式が同じ会場で行われます。辞令交付については、午前中その2件がございまして、夜は歓送迎会を午後6時から、場所はさくら別館を予定しておりますので、この時間までにお集まりいただければと思います。以上、よろしくをお願いします。

委員長

定例教育委員会議の予定ですが、昨年ですが、いつも年末ぎりぎりになるので、1週間ぐらい前倒ししたいということでしたが、そのあたりはどうですか。26日に設定されていますが、一週間早めて19日ということではよろしいですか。

教育長

それから、夏に作手でやったらどうかという意見がありましたが、どうですか。

委員長

7月、8月、どちらがよいですか。

教育長

では、7月に支所で、としましょう。3月27日も、ここも大づめ過ぎるとおもいますね。24日（月）はどうでしょうか。

委員長

では、24日（月）でお願いします。その他はよろしいでしょうか。

学校教育課長

学校教育課からお願いします。黄柳川小・作手小の開校式について、という資料をご覧ください。今の段階での案ということでご説明させていただきます。まず日時ですが、4月8日（月）、まず作手小学校で9時から、黄柳川小学校で10時半からで

す。なぜずらしているのかと言いますと、市長、市議会議長が共にその会に出ていただきたいと考えていますので、時間をずらして考えております。そのあと、いずれの学校も入学式を行うということで、開校式そのものは25分くらいを考えております。参加者については、市長、市議会議長、教育委員の方々、地元来賓等々です。入学式もここにありますので、同じ人の方がいいだろうということで、以上の方です。内容としましては、開式の辞、国歌斉唱、市長あいさつ、新城市議会議長あいさつ、そして校札等授与、黄柳川小の場合は校名を書いた大きな札、作手小学校については校旗になるかと思いますが、教育委員会から校長へということで、それぞれどなたかからということで決められたら、と思っています。そのあと、児童代表誓いのことば、閉式の辞、ということです。校長先生がしゃべらないのは、そのあとの入学式があるので、ということで外してあります。しおりですが、今準備をしておりますが、それぞれの学校ごとに入学式のしおりと同じものでやっていこうということで、開校にあたっての市長、教育長のあいさつをそこへ掲載するというものです。来賓の案内については、市教委が文面を作り、それを入学式の案内とともに学校から出していただくと思っています。最後に、教育委員の方々の参加ということで、どうするか、ということです。この内容についてこれでいいかということと、参加等について協議していただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長

教育長は両方行かれるということですね。

教育長

はい。

委員長

では、作手小に菅沼委員、川口委員、私、黄柳川小に馬場委員と私ということでお願いします。校章旗の授与については地元の委員さんということで、黄柳川小は馬場委員、作手小は菅沼委員に、ということでお願いします。

その他はよろしいでしょうか。次回会議は4月25日、2時半から、研修会は1時半からということでお願いします。それでは、これで3月の定例教育委員会を終わります。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記